調査研究報告・著作権法に関するソフトロー存在形式

著作権法に関する実務が他の法制に関する実務と異な点は、権利処理の実行が団体を介して行われること（著作権等管理事業及び団体間協定等によって形成されるその他の管理業務）、及びその他の実務形成が主に団体による法の具体的適用に関する内部規則、ガイドライン、契約の実務等に関する指導、その他著作権法の解釈があることと考えられる。この著作権法の法状況を踏まえ、そのソフトローの存在形式を考察する。

一般的法制に関するソフトロー存在形式の可能性は、下記1、2、下記3ないし9は著作権法固有のソフトロー存在形式の可能性である。

以下は、存在の可能性を示すものであって、実際に存在するかは、調査結果の分類によることになる。調査の結果、存在が認められない存在形式についてもその意義はあるように思われる。

1　公的機関の著作権法解釈

著作権法を所管する行政庁である文化庁、知的財産法制・情報法制を所管するその他の行政機関、著作権法改正の諮問機関である文化審議会著作権分科会、その他のこの法制を調査・研究・報告をする文化庁が設置した委員会その他の会議体、知的財産法制・情報法制改正の諮問機関である審議会、又はその他のこの法制を調査・研究・報告をする行政機関が設置した委員会その他の会議体が著作権法上の権利（以下単に「著作権」という。）に関し公表する著作権の成立、消滅、制限その他の効力（以下「著作権の効力」という。）に関するガイドライン、報告書その他の公表文書（ウェブ上公表される文書を含む。以下単に「公表文書」という。）に示される解釈をいう。

具体的紛争事案に関する裁判所又はその他の紛争解決機関の解釈は含まれない。

2　研究機関の解釈

著作権法の研究を目的とする学会・研究機関、又は知的財産法制・情報法制の研究を目的とする学会・研究機関の公表文書に示される解釈をいう。

公表文書に記載されるの構成員の解釈は含まれない。

3　権利者団体の解釈

権利者団体の公表文書に示される解釈をいう。

4　利用者団体の解釈

利用者団体の公表文書に示される解釈をいう。

5　団体間協定

権利者団体と利用者団体間の協定（例えば、音楽3団体と民放連間の音楽の放送利用に関する協定）、権利者団体間の協定、及び利用者団体間の協定（これらの協定を「団体間協定」という。）であって、団体間協定は、その当事者である各団体それぞれの構成員である会員の権利義務に関する規定を有し、当該団体とその会員間においても効果を及ぼすものをいう。

この効果は、約款、会則、その他の内部規則によって会員が団体間協定の内容に拘束される方法、権利者団体において権利管理委託契約、利用者団体において著作物利用に関する契約関係を形成して（団体間協定がこれら会員を当事者とする契約の締結を義務付け、あるいは内部規則によって自動的に形成される。）会員が団体間協定の内容に拘束される方法、あるいは当該団体における慣行等事実上の拘束力によって会員が団体間協定の内容に拘束される方法によって生じる。

6　権利者団体・利用者団体間協定の外部効果

団体間協定の会員に対する効力が当該団体の業界慣行等事実上の拘束力となって、権利者団体と利用者団体間の団体間協定の効果（上記5）を超えて、権利者団体・利用者間、権利者・利用者団体間、さらには権利者・利用者間において団体間協定の効果が及ぶものをいう。

7　権利者団体・会員間規則等

権利者団体が定める会員との間の規則、決定、指導、ガイドライン、その他意見（これらを「団体・会員間規則等」という。）であって、団体・会員間規則等は、当事者である団体それぞれの構成員である会員の権利義務に及ぶ内容を含み、当該団体とその会員間において、約款、会則、その他の内部規則によって会員が団体・会員間規則等の内容に拘束される方法、」権利管理委託契約関係を形成して会員が団体・会員間規則等の内容に拘束される方法、あるいは当該団体における慣行等事実上の拘束力によって、会員に団体・会員間規則等の効果が及ぶものをいう。

8　権利者団体・会員間規則等の外部効力

権利者団体・会員間規則等（上記7）の会員に対する効力が当該団体の業界慣行等事実上の拘束力となって、権利者団体・会員間規則等の効果を超えて、当該権利者団体の会員外（利用者を含む。）に及ぶものをいう。

9　利用者団体・会員間規則等

利用者団体が定める会員との間の団体・会員間規則等であって、団体・会員間規則等は、当事者である団体それぞれの構成員である会員の権利義務に及ぶ内容を含み、当該団体とその会員間において、約款、会則、その他の内部規則によって会員が団体・会員間規則等の内容に拘束される方法、著作物利用に関する契約関係を形成して会員が団体・会員間規則等の内容に拘束される方法、あるいは当該団体における慣行等事実上の拘束力によって、会員に団体・会員間規則等の効果が及ぶものをいう。

10　利用者団体・会員間規則等の外部効力

利用者団体・会員間規則等（上記9）の会員に対する効力が当該団体の業界慣行等事実上の拘束力となって、利用者団体・会員間規則等の効果を超えて、当該利用者団体の会員外（権利者を含む。）に及ぶものをいう。